

平成25年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成25年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

| | |
|-----------------|--|
| 採点のポイント | <p>(1) 空間構成 ①建築物の配置計画 ②ゾーニング・動線計画 ③要求室等の計画 ④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 意匠・建築計画 ①要求室の機能性・快適性等 ②図面表現等</p> <p>(3) 構造計画 ①構造種別、架構形式及びスパン割り等の計画 ②梁伏図及び部材の断面寸法等</p> <p>(4) 設備計画 ①アトリエにおける空調方式、空調機の設置位置及び吹出口・吸込口の計画 ②建築物の省エネルギーの計画 ③受変電設備、空調室外機及び浴室用の給湯・ろ過設備の計画</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ②地上2階建てでないもの ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④「建築面積が1,050㎡以下でないもの」又は「床面積の合計が1,500㎡以上、1,800㎡以下でないもの」 ⑤次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> セミナー室A、セミナー室B、セミナー室C、アトリエ、和室、宿泊室A(6室)、宿泊室B(2室)、宿泊室C(2室)、浴室、エントランスホール、食堂、事務室、設備スペース、エレベーター、便所(共用部分に計画されていない) </div> ⑥その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p> |
| 採点結果の区分 (成績) | <p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：40.8%、ランクⅡ：27.3%、ランクⅢ：19.2%、ランクⅣ：12.7%</p> |
| 合格基準 | 採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。 |

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。